

# 令和8年度 加西市障害児タイムケア事業利用案内

加西市障害児タイムケア事業は、昼間、就労等で保護者が不在家庭の障害児(特別支援学校小学部・中学部・高等部に在籍する児童・生徒)を対象に、放課後等に障害児に活動する場を提供するとともに、障害児の保護者の子育てと就労等の支援を行う事業です。加西市では、この事業を社会福祉法人ゆたか会に委託して実施しています。

## 1. 対象児童・生徒

昼間、保護者が、就労、出産前後、病気、介護などの理由により、放課後等に家庭で監護(保育・介護)を受けられない市内居住の障害児で、特別支援学校小学部・中学部・高等部に在籍する児童・生徒

## 2. 定員等

- ① 10名以内(利用希望者の状況により変更する場合があります)
- ② 受け入れ限度数を超えた場合は優先順位(①小学部、②中学部、③高等部、④保護者の勤務状況、⑤その他)を考慮し、許可を決定します。
- ③ 定員超過等で利用できない場合、緊急性を考慮のうえ相談させていただきます。

## 3. 実施場所・日時

- ① 場 所 加西市健康福祉会館デイルーム(加西市北条町古坂 1072 番地 14)  
電話 43-3895
- ② 入所期間 入所を許可された日(原則、毎月 1 日入所)から、最長でその年度の 3 月 31 日までとなります。入所の許可は年度末でリセットされます。  
翌年度も継続して入所を希望される場合は期間内に新たに申込みをしてください。
- ③ 開所日時 授業のある日:月曜日から金曜日の放課後 3 時~午後 6 時  
授業のない日:月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分~午後 6 時
- ④ 休 所 日 土曜日、日曜日、祝日、  
お盆 8 月 13 日~15 日、年末年始 12 月 29 日~1 月 3 日  
その他、台風等の天災や感染症による臨時休業等により休所すること  
があります。

※ 利用開始時間の午前 8 時 30 分、終了時間の午後 6 時は厳守してください。勤務等の関係で、午前 8 時 30 分までに児童・生徒を送つていかなければならない場合や、午後 6 時までの迎えが困難な場合など、タイムケア事業開所時間前後の利用については、指導員まで直接ご相談ください。

#### 4. 費用負担額

##### ① 利用料

利用日数	8月以外の月(円)	8月(円)
週1日	1,200	2,400
週2日	2,400	4,800
週3日	3,600	7,200
週4日	4,800	9,600
週5日	6,000	12,000

- ② 欠席日数に関わらず、利用料は1か月単位で徴収しますので、ご了承ください。
- ③ 生活保護法の被保護世帯の児童・生徒、被災その他市長が特別の事情があると認められる場合(所得が基準以下の世帯等)は利用料を減額免除しますので、申請手続きをしてください。
- ④ 利用料以外に、おやつ代及び雑費が必要です。

#### 5. タイムケア事業での生活

自主学習、身辺の介助、遊びの援助、おやつの提供等を必要に応じて行います。

※ この事業は、児童の放課後の居場所の提供を主な目的としています。宿題については自主学習を基本としていますので、見直し等については、各ご家庭でお願いします。

#### 6. 利用について

- ① 利用の際は、指導員の指示に従ってください。
- ② 利用開始時間の午前8時30分、終了時間の午後6時は厳守してください。
- ③ 利用を予定する日に欠席する場合は、必ず保護者が、直接、指導員に連絡してください。利用予定日に児童・生徒が来ない場合は、安全を確認するために、保護者や学校に連絡いたします。  
※ 児童・生徒の申し出による欠席は、安全確保の点から受付しておりません。
- ④ お迎えは、必ず保護者(普段と異なる方が、お迎えに来られる場合は、事前に電話などでご連絡ください)が、午後6時までにお願いします。  
※ 児童・生徒のみでの帰宅は、安全上認めておりません。
- ⑤ 仕事等が午後6時までに終わる場合は、早めにお迎えをお願いします。
- ⑥ 緊急時に対応ができるように連絡先を明らかにしておいてください。勤務先等の連絡先が変更になった場合は必ず「記載事項変更届」を提出してください。
- ⑦ 持ち物や送迎等については、指導員に直接ご確認ください。

#### 7. 健康管理について

- ① タイムケア事業での事故が生じた場合、加入している共済保険の範囲内で費用の一部を負担します。
- ② 軽度のけがの場合はこちらで対応しますが、頭部の打撲等、特に必要があると認めた場合は、保護者へ連絡後、病院へ搬送する場合があります。そのときは、お迎えを要請します。
- ③ 37 度を超える熱がある場合や病気を発症した場合は、お迎えを要請します。状態によっては、休んでいただく場合がありますので、指導員の指示に従ってください。
- ④ 感染症の病気等の場合は、お休みしてください。(必要に応じて、完治を証明する医師の診断書をご用意いただく場合があります)

## 8. 緊急時の対応について

- ① 加西市(県全域・県南部・播磨南東部を含む)に気象警報(波浪、高潮警報以外)が発令され、学校が一斉下校となった場合は、児童・生徒の安全確保からタイムケア事業を開きますが、できるだけ早いお迎えをお願いいたします。
- ② 長期休業中等、休校日に午前 8 時 30 分からタイムケア事業が開所される場合において、午前 7 時に気象警報が発令されているときは休所にしますので、気象情報にご注意願います。
- ③ インフルエンザ等により、学級・学年閉鎖したクラスの児童・生徒は、下校当日の放課後から閉鎖が解除されるまで通所できません。
- ④ インフルエンザ等により学校閉鎖となった場合は、下校当日の放課後からお休みとします。
- ⑤ インフルエンザ等による学級・学年・学校閉鎖に備えて、お迎え等について事前にご家庭で対応を話し合っておいてください。

## 9. 昼食について

学校休業日等、給食のない日は、施設で昼食を取りますので、お弁当・お茶を持たせてください。詳しくは指導員にお聞きください。

## 10. 休所・退所について

- ① 休所については、休所する前月 20 日までに「休所届」を提出し、指導員にも連絡してください。2か月以上連續して休所される場合は、退所扱いとなりますので、「退所届」を提出してください。
- ② 退所される場合は、退所する月の月末までに「退所届」を提出し指導員にも連絡してください。なお、月途中の退所でも利用料の還付はしません。届出が出されないと、翌月以降も在籍とみなし、月々利用料を徴収することになりますので、ご注意ください。

- ③ 利用期間中であっても、児童・生徒の監護(保育・介護)が可能となった場合は退所していただきます。
- ④ 利用申請の虚偽、利用料の滞納、指導員の指示に従わないなどの時は、退所していく場合があります。

## 11. 利用申請について

- ① 申請書類は、地域福祉課(市役所1F 南側)に取りに来ていただくか、加西市ホームページからダウンロードしてください。
- ② 申請は、地域福祉課にご持参いただくか、郵送、メールでお申し込みください。  
*<持参の場合>*  
受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分  
※ 仕事の関係で、午後5時15分以降に申請される場合は、必ず事前に来庁日時をお知らせください。
- ③ 定員に余裕がある場合は、年度途中でも随時受付しますので、利用希望月の前月20日までにお申し込みください。
- ④ 提出書類
  - (1) 利用申請書兼誓約書 児童・生徒ごとに1部(裏面:利用者状況表)居者全員を正確に記入してください。)
  - (2) 障害者手帳の写し 1部
  - (3) 保育に欠ける証明書 保護者(父母、70歳未満の同居の祖父母等)ごとに1部
- ⑤ 適切な支援を行うため、利用申請後に保護者及び児童・生徒の心身の状況を確認させていただく面談を行う予定にしています。また、学校等に心身の状況を確認させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。なお、面談日等については後日お知らせいたします。
- ⑥ 利用許可決定  
決定次第、郵送にて連絡いたします。

## 12. お問合せ先

加西市 福祉部 地域福祉課  
〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地  
電話 0790-42-8725 FAX 0790-43-1801  
Mail shogaifukushi@city.kasai.lg.jp